

群馬県農業改良資金延滞取立事務奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号、以下「法」という。)附則第2条第1項の規程に基づき県が貸付けた農業改良資金に係る債権の保全を図るため、知事は、予算の範囲内において、法附則第2条第1項の規定に基づきなお従前の例により委託する取立事務に対し、群馬県農業改良資金延滞取立事務奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事務の実施主体)

第2条 本事務の実施主体は、農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合(以下「農協」という。)とする。

(事務の内容)

第3条 本事務の内容は、農業改良資金の延滞中の貸付金(県が一時償還を請求し、弁済のないものを含む。)で償還期日到来後6か月を経過したもので、且つ実際に取立事務を実施したのものに対する延滞取立事務とする。

(延滞取立事務奨励金)

第4条 奨励金とは、第3条の事務により納入された額(違約金を含む。)に対し1.5%を乗じて得た金額(円未満端数切捨)をいう。

(奨励金交付の申請)

第5条 農協は、毎年1月1日から12月31日までの期間において延滞額の全部又は一部が納入されたときは、農業改良資金延滞取立事務奨励金交付申請書(別記様式第1号)(以下「申請書」という。)を翌年1月末日までに知事に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 知事は、申請書の提出があった場合には、これを審査し適当と認めるときは奨励金交付の通知をするものとする。

(変更承認)

第7条 農協は、事務内容、奨励金等の変更について知事の承認を受けようとするときは、農業改良資金延滞取立事務奨励金変更承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 農協は、第6条による交付決定のあった事務が完了したときは、農業改良資金延滞取立事務実績報告書(別記様式第3号)を2月20日までに知事に提出しなければならない。

(奨励金の額の確定、交付)

第9条 知事は、第8条により実績報告書の提出があった場合には、これを審査し当該奨励金の交付決定に適當であると認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し交付するものとする。

(調査)

第10条 知事は、奨励金交付に係る必要な事項について、職員に必要な書類等を調査させることができる。

2 調査の結果、本要綱の規定に違反し、又は不当であると認められるときは、知事は、農協に対し奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 知事は、奨励金の交付決定を取消した場合において、その取消しに係る部分について既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(証拠書類等)

第11条 農協は、この奨励金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を事務完了の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めることのほか、事務の遂行に関して必要な事項は、知事はその都度指示する。

附 則

この要綱は平成13年6月3日から適用する。

附 則

この要綱は平成16年8月9日に一部を改正し、これを施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日に一部を改正し、これを施行する。

附 則

この要綱は平成18年6月1日に一部を改正し、これを施行する。

附 則

この要綱は平成19年11月2日に一部を改正し、これを施行する。

附 則

この要綱は平成22年10月1日に一部を改正し、これを施行する。

附 則

この要綱は平成26年10月14日に一部を改正し、これを施行する。

群馬県知事

あて

所在地

名 称
代表者

㊞

平成 年度農業改良資金延滞取立事務奨励金交付申請書

平成 年度において下記のとおり延滞金等が納入されたので、群馬県農業改良資金延滞取立事務奨励金交付要綱に基づき、奨励金 円を交付されたく申請します。

記

1 事務の目的及び内容

2 奨励金の額及び算出基礎

事務区分	延滞金等(A) 円	県奨励金 (A×1.5%) 円	備考
農業改良資金延滞取立事務	内訳 { 延滞金 円 違約金 円 }		
合 計			

注)備考欄には、違約金の算出式を記入する。

違約金 = 延滞額 × 延滞日数 / 365日 × 12.25%(円未満端数切捨)

3 延滞金等納入年月日

別記様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
平成 年 月 日

群馬県知事 あて

所在地

名 称

代表者

㊞

平成 年度農業改良資金延滞取立事務奨励金変更承認申請書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定通知があった奨励金について、群馬県農業改良資金延滞取立事務奨励金交付要綱に基づき、下記のとおり内容を変更したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別記様式第 1 号の記に準じて作成し、変更に係る部分については、上段に当初計画を括弧書きで記載のこと。

群馬県知事 へ

所在地

名称
代表者

印

平成 年度農業改良資金延滞取立事務実績報告書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号をもって奨励金交付決定のあった事務について下記のとおり実施したので、群馬県農業改良資金延滞取立事務奨励金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。
記

1 事務の目的及び内容

2 奨励金の額及び算出基礎

事務区分	延滞金等(A)	県奨励金 (A×1.5%)	備考
農業改良資金延滞取立事務	円 内訳 (延滞金 円 違約金 円)	円	
合計			

注) 備考欄には、違約金の算出式を記入する。

違約金 = 延滞額 × 延滞日数 / 365 日 × 12.25% (円未満端数切捨)

3 農業改良資金延滞取立事務実績

納入通知番号	借受者氏名	延滞金 (円)	違約金 (円)	償還期日	納入 年月日	延滞日数 (日)

4 事務完了年月日 年 月 日